

認定NPO法人 子どもの心理療法支援会

# 子どもの精神分析的心理療法士

子どもの精神分析的心理療法スーパーバイザー

(コンサルタントセラピスト)

## 資格認定審査実施要項

—2021年度版—

みんなの協力で、子どもたちが心のケアを受けられる社会へ。



# サポチル

NPO法人 子どもの心理療法支援会

# 目次

	ページ
I. はじめに .....	1
II. 2021年度資格認定審査実施要項.....	2
III. 申請書類記載ならびに提出上の留意点.....	8
1. 子どもの精神分析的心理療法士.....	8
2. 子どもの精神分析的心理療法スーパーバイザー (コンサルタントセラピスト).....	11

## 1. はじめに

認定NPO法人子どもの心理療法支援会（以下、当法人）は、今年度も皆様のご協力に支えられ、より多くの子どもたちにアセスメントや心理療法支援を提供することができました。この場を借りて深く御礼申し上げます。それでもニーズはあっても心理療法が提供できていない子どもと家族は多いと考えられますので、心理療法支援活動はさらなる展開が見込まれます。

また、専門性の高い「子どもの心理療法士」の育成のために2018年4月から設立された「観察と臨床基礎コース」と「セラピスト養成コース」という2階建ての訓練コースにも多くの訓練生がエントリーし、切磋琢磨を続けてくださっています。

現時点では、「子どもの精神分析的心理療法士」「子どもの精神分析的心理療法スーパーバイザー（コンサルタントセラピスト）」の2つの資格は、コースを経て資格を取得するか、従来通り各自のペースで取得を目指すかという2つの方向からアプローチが可能です。今後も質の高い精神分析的心理学の普及と人材の育成に努めてまいります。

本冊子は当法人が制定した「子どもの精神分析的心理学療法士 資格認定制度規約」に基づき、2021年度（第10回）の資格認定審査の実施要項および申請書類記載、ならびに提出上の留意点を記したものです。

この資格認定制度における審査は、書類審査と面接（スーパーバイザー資格は原則不要）によって行われます。したがって、所定の書類に間違いなくご記入になり、加えて他に必要な添付書類などに不足のないようご注意の上、提出先にお送り下さい（書類の不備なども審査不合格の対象とせざるを得なくなる可能性があります。申請される会員の皆さまには、書類不備などのないよう、ご協力を宜しくお願い致します）。申請書の受付、審査結果の通知、その後の登録の受付、認定証また認定登録証の発行など、事務的業務は当法人事務局が行います。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本要項通りに申請できない事情が生じているかと思っております。できるだけ柔軟に対応したいと考えておりますので、配慮を必要とされる方はぜひご相談ください。

2021年4月

NPO法人 子どもの心理療法支援会 理事長

平井 正三

## II. 2021年度資格認定審査実施要項

当法人は「子どもの精神分析的心理療法士資格認定制度規約」に基づき、下記の要領で2021年度の認定審査を実施します。今年度審査するのは、以下の「子どもの精神分析的心理療法士」「子どもの精神分析的心理療法スーパーバイザー（コンサルタントセラピスト）」の2資格となっております。

### 1. 2021年度資格認定審査実施日程

#### (1)【審査申請書類一式】の受付期間

2021年5月1日（土）～ 同年 6月30日（水）（当日消印有効）

#### (2)資格審査委員2名による面接（子どもの精神分析的心理療法士のみ）

2021 年7月～8月（予定）

#### (3)資格審査委員会

2021 年9月～10月（予定）

#### (4)審査結果通知

2021 年11月（予定）

### 2. 申請資格

#### 2-1. 子どもの精神分析的心理療法士

当法人が支援する子どもと家族との精神分析的心理療法やコンサルテーションを実施するにふさわしいと判断される、子どもの心理療法の基本的な技量と知識（観察、ケースフォームレーション、転移と逆転移の理解、適切な介入、関連する理論の知識など）を有していると認められる者です。

取得には2021年5月1日現在、以下のAとBの条件をともに充足している必要があります。

#### A. 認定NPO法人子どもの心理療法支援会の正会員であること

#### B. 資格取得のための以下の（1）～（3）の要件を満たしていること

##### (1)事例経験

面接開始時に18歳以下で1年以上継続した心理療法を2事例以上、別々のスーパーバイザーの指導の下で行うことを必須とする（思春期心性が問題の中心ならば開始時20歳未満でも可）。そのうち1事例は開始時に小学生以下でなければならない。また治療頻度は週に1回以上であること。その際のスーパーバイザーのうち1人は当法人が指定するスーパーバイザー（指定スーパーバイザー表参照）であること。もう1人については精神分析学会認

定スーパーバイザー，もしくは資格審査委員会が適切と認めたスーパーバイザーであること。

## (2) 乳児観察

乳児観察セミナーを受講し、自身が2年間の観察を終了していること。

## (3) 自身が受けた精神分析，精神分析的心理療法

自身が精神分析／精神分析的な心理療法を受けること。週に1回以上の頻度で，同一の分析家から3年以上受けること。セラピストは，当法人が推奨する分析家・心理療法士（推薦セラピスト表参照）であることが望ましい。ただし，週3日以上精神分析を3年以上受けたと証明できる分析家の場合には，資格審査委員の承認により認められる。

## (4) 単位取得

以下の表に定める単位を取得すること。

種別	研修名	単位数	最低基準単位	
理論 学習	文献講読Ⅰ※ <sup>1</sup>	1単位／年	3単位	4単位 以上
	文献講読Ⅱ	1単位／年	1単位以上	
	文献講読Ⅲ	1単位／年		
	発達障害WS 被虐待児S 子どもの心理療法WS 思春期S アセスメントS 親面接S ワークディスカッションS 心理療法のアセスメント 精神分析入門セミナー	1単位／年		
体験	乳児観察※ <sup>2</sup>	4単位／年	8単位	18単位 以上
	体験グループ	4単位／年		
事例	個人SV	4単位／年※ <sup>3</sup>	8単位以上	
	GSV※ <sup>4</sup>	2単位／年	2単位以上	
	森ノ宮事例検討会	1単位／年		
学会発表 論文※ <sup>5</sup>	学会発表	乳児観察:2単位	6単位 以上	
		学会発表※ <sup>6</sup> :2単位		2単位以上
	論文	乳児観察論文		4単位以上

		(査読あり): 4単位		
		子どもの事例論文 (査読あり): 4単位		
		(査読なし): 2単位		

- ※1:文献講読Ⅰは、1年目「フロイト」、2年目「クライン」、3年目「ビオン」を1タームとしている。このため、各テーマについて単位を取得しなければならない。文献講読Ⅱは、文献講読Ⅰの「現代クライン派」の内容で読み替えることが可能である。
- ※2:乳児観察はセミナー参加期間ではなく、自身が観察を行った期間とする。
- ※3:個人スーパービジョンについては原則毎週行われるものとする。隔週の場合は1年で2単位とする。ただし、2事例のうち最低1事例については毎週のスーパービジョンを受けていること。算出できる単位は1人のスーパーバイザーにつき8単位までとする。
- ※4:グループスーパービジョンについては原則隔週で行われるものとする。月1回の場合は1年で1単位とする。
- ※5:査読ありの論文を少なくとも1本執筆することを必須とする。事例の発表及び論文の事例は、個人スーパービジョンを受けた子ども(18歳以下)を対象とするものに限る。
- ※6:学会発表は日本精神分析学会における研修症例発表、もしくはそれと同等と資格審査委員会が認定する学会での発表とする。

## 2-2. 子どもの精神分析的心理療法スーパーバイザー (コンサルタントセラピスト)

当法人が認定する子どもの精神分析的心理療法スーパーバイザー (コンサルタントセラピスト) は、幅広い子どもと家族のケースにおいて精神分析的心理療法とコンサルテーションの基本的な技量と知識 (観察、ケースフォームレーション、転移と逆転移の理解、適切な介入、関連する知識など) を有するとともに、治療チームにおいてリーダーシップを発揮でき、必要な介入や連携を指揮することができる技量を持っていると認められる者です。

取得には2021年5月1日現在、以下のAとBとCの条件を全て充足している必要があります。

**A. 認定NPO法人子どもの心理療法支援会の正会員であること**

**B. 子どもの精神分析的心理療法士資格取得していること／もしくは、それと同等と資格審査委員会が認める基準資格を有していること**

## C. 資格取得のための以下の(1)～(3)の要件を満たしていること

### (1)事例経験

子どもの精神分析的心理療法士資格取得後に経験した子どもの精神分析的心理療法事例の中で、資格取得時に申請した事例と年齢層（幼児期、潜伏期、思春期）が異なる事例を含む2例を経験していること（\*）。これらの事例は、週1回以上で1年以上継続しており、そのうち1例は2年以上継続したものであること。

(\*)これらの事例は、子どもの精神分析的心理療法士資格認定を申請した事例と病態（自閉症、被虐待など）が異なっていることが望ましい。

### (2)自身が受けた精神分析、精神分析的心理療法

週2回以上の個人分析もしくはセラピーを同一のセラピストから3年以上継続して受けていること。セラピストは、当法人が推奨する分析家・心理療法士（推薦セラピスト表参照）であることが望ましい。ただし、週4日以上精神分析を3年以上受けたと証明できる分析家の場合には、資格審査委員の承認により認められる。

### (3)臨床事例論文

上記の2事例のうち少なくとも1例について臨床論文を執筆していること（審査時に10000字程度のケースレポートを審査委員会に提出することで読み替えも可）。

臨床事例論文は、本セクションの冒頭で述べた技量と知識をもつことを示している必要があります。論文だけでは不十分だと資格審査委員会で判断される場合、追加で3回程度のコンサルテーション審査面接（有料）を行う場合もあります。

## 3. 申請手続

申請書類は、郵便(簡易書留)で提出するか、もしくは事務局に直接提出して下さい。また事前に申請料の納付手続きを行って下さい。なお提出書類は返却できませんので、必ず控えとして1部コピーを保存しておいて下さい。

### (1)必要書類（次項を参照）

提出書類については、「記載ならびに提出上の留意点」を熟読し、記載漏れのないように、黒インクペン、黒ボールペン、またはワープロ等により、楷書ではっきりと書いて下さい。また、捺印が必要な箇所に関しては忘れずに捺印して下さい。

### (2)申請料

・「子どもの精神分析的心理療法士」「子どもの精神分析的心理療法スーパーバイザー（コンサルタントセラピスト）」の申請料：10,000円

申請書類の送付の際、当法人の指定する下記の郵便振替口座に納入した控えの写しを、所定欄（子どもの精神分析的心理療法士資格申請書【様式3】、子どもの精神分析的心理療法スーパーバイザー資格申請書【様式4】）に貼付して下さい。なお、納付後の申請料の返却はできませんのでご了承下さい。

郵便局 00980-8-150282  
口座名義：NPO法人子どもの心理療法支援会セミナー

#### 4. 認定申請に必要な書類

##### 4-1. 子どもの精神分析的心理療法士

- ①資格申請書【様式1】
- ②資格取得要件報告書【様式2】
- ③「子どもの精神分析的心理療法士」資格申請の必要書類確認書【様式3】  
申請料の振込みの控えの写し貼付すること
- ④当法人の研修プログラムの修了証の写し  
修了証がない場合は、その理由について別記すること
- ⑤学会発表の際のプログラムと抄録の写し  
学会名と本人の名前が確認できるもの
- ⑥論文の抜き刷り、もしくは写し  
雑誌名と発行年、頁がわかるようにすること
- ⑦当法人以外の研修で単位を代替する場合は、研修内容および修了を確認できる書類
- ⑧官製はがき1枚（自身の住所と氏名を記入したもの）

##### 4-2. 子どもの精神分析的心理療法スーパーバイザー（コンサルタントセラピスト）

- ①資格申請書【様式1】
- ②スーパーバイザー資格取得要件報告書【様式2】
- ③スーパーバイズ経験報告書【様式3】
- ④「子どもの精神分析的心理療法士」資格申請の必要書類確認書【様式4】  
申請料の振込みの控えの写し貼付すること

⑤1例の事例論文のコピー，もしくはケースレポート（10,000字程度）

雑誌名と発行年，頁がわかるようにすること

⑥当法人以外の資格で基準資格を満たす場合は，その資格の取得を確認できる書類

⑦官製はがき1枚（自身の住所と氏名を記入したもの）

## 5. 審査結果の通知，登録および公示

子どもの精神分析的心理療法士資格に申請された方は，提出された書類が受理されると，資格審査委員2名による面接に移ります。事務局より担当する2名の審査委員の氏名と連絡先を送付しますので，申請者から連絡を取り，面接のアポイントメントを取ってください。書類と面接に基づき資格審査委員会において審査が行われます。

「スーパーバイザー（コンサルタントセラピスト）」の申請者は，原則は書類審査のみとなります。ただ，詳細な事情を聞く必要があると資格審査委員会が判断した場合は，面接を行うこともあります。

資格審査の結果に関しては本人宛に書面にて通知されるとともに，当法人理事会に報告されます。本年度の通知の時期は2021年11月頃を予定しています。毎年11月下旬に行われる総会にて資格証授与式を行いますので，合格者はご出席をいただければと思います。

その後，当法人より「資格認定証」を交付し，当法人の発行する名簿に登録の上，これを当法人発行の会報やホームページ等で公示します。

## 6. 書類の提出先

〒604-8187 京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町444初音館302

子どもの心理療法支援会 資格審査書類係

## 7. 申請に関する問い合わせ先

〒604-8187 京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町444初音館302

子どもの心理療法支援会 事務局

Fax : 075-600-3238

E-mail : info@sacp.jp

ホームページ : <http://sacp.jp>

### Ⅲ. 申請書類記載ならびに提出上の留意点

- \* 申請書類に記載する暦年はできるだけ西暦を用いて下さい。
- \* ダウンロードした申請書は、A4判にプリントアウトして下さい。
- \* 誤記した場合は、二本線で抹消し捺印の上、訂正して下さい。
- \* 提出した申請書等は返却の請求に応じかねますので、必ずお手元に写しを保管して下さい。

#### 1. 子どもの精神分析的心理療法士

##### ①「子どもの精神分析的心理療法士」資格申請書【様式1】

1. 欄内の氏名や住所などについてはパソコンで記入していただいても構いませんが、上部の申請趣意文は自筆にて署名捺印をして下さい。
2. 性別・職務内容の欄は該当部を○で囲んで下さい。
3. 職歴欄に書ききれない場合は、別途追加して記入して下さい（書式自由）。

##### ②資格取得要件報告書【様式2】

1. 事例経験は、子どもの精神分析的心理療法事例の中で、別々のスーパーバイザーの指導の下で行った開始時に18歳以下で1年以上継続した心理療法を2事例記入すること。そのうち1事例は開始時に小学生以下の事例を書くこと。個人スーパービジョンについては、その証明のため、スーパーバイザーに署名捺印をもらって下さい（個人分析については不要）。**ただし、今年度のコロナウィルス感染拡大防止のため捺印をもらうことが困難な場合はメール等でスーパーバイザーに許可を得た上で捺印なしで提出してもよい（その旨を記載すること）。**治療期間・治療頻度・SV頻度の欄の備考は、継続期間における中断期間や頻度を変更した期間などがあれば記入して下さい。事例の概要は、簡単に事例の概要と心理療法経過、さらに転帰について記入して下さい。これらの事例は、週1回以上で1年以上継続しており、そのうち1例は2年以上継続したものであること。

※単位要件のために、3人以上のスーパーバイザーに指導を受けた事例が必要な場合は、本書式にならって別途追加して記入して下さい。また、報告した事例以外にも子どもの心理療法のスーパービジョンを受けていた場合は、スーパービジョン期間の「本事例以外」の欄に記入し、単位として算出していただくことができます。「このバイザーで認定する単位数」の欄には、その単位数も加えた総計を書いてください。

2. 取得単位のページは、報告書にも書かれた注意書きに配慮しながら自身が取得された単位数と受講年度を記入して行って下さい。受講年度は、4月時点での年をお書き下さい（例えば、2010年4月～2011年3月までの研修は、2010-11年度の研修プログラムとなっていますが、報告書には2010年とお書き下さい）。

3. 乳児観察の単位はセミナーに出席していた年ではなく、自身が観察をしていた年のみが認定されます。年度途中から観察を開始される場合もあると思いますが、その際には開始された年をお書き下さい（例：2007年6月から2009年6月まで2年間観察をされた場合は、「2007, 2008」とお書き下さい）。
4. 個人SVは毎週で1年間継続したものが4単位、隔週で1年間継続したものが2単位として認定されます。グループSVは月2回で1年間継続したものの2単位、月1回で1年間継続したものを1単位として認定されます。1年に満たない期間のものは単位に算出することはできません。
5. 論文発表は、日本精神分析学会の研修症例発表は必須で2単位（原則SVを受けた事例）として認定される。乳児観察や事例に関する論文は、査読付きの雑誌に掲載されれば4単位、査読がない雑誌ならば2単位として認定される。それぞれ発表した学会名・発表年、掲載された雑誌名・掲載年をお書き下さい。
6. 当法人以外が主催する系統講義などの研修を受けられた場合、内容が類似する当法人の研修と代替して単位を認定することができます。その際には、研修名、主催者、代替とする当法人の研修を記入の上、受けられた研修の内容がわかる書類と受講したことを証明できる書類の写しを提出して下さい（代替できる研修が不明な方は事務局までお問い合わせ下さい）。

③「子どもの精神分析的心理療法士」資格申請の必要書類確認書【様式3】

1. 必要書類の提出漏れがないか、このチェック欄を用いて確認して下さい。⑥は該当者のみですが、その他はすべての方に提出が必要となります。
2. 申請料を郵便振込みした控えの写しを該当箇所に貼付してください。

④当法人の研修プログラムの修了証の写し

理論学習の単位はすべて修了証が必要となります。修了証のない場合は、その理由について別記してください（書式自由）。修了証は2007-2008年度の研修から出席8割と修了時のエッセイを提出された方に発行しています。出席率は満たすが、修了証を発行されていない研修があれば、所定の書式を事務局に提出し、発行のための手続きを行ってください。それ以前の当法人の研修プログラムを受講された方は不要です。

⑤学会発表の際のプログラムと抄録の写し

学会名と本人の名前が確認できるプログラムの写しと、抄録の写しを提出して下さい。

⑥論文の抜き刷り、もしくは写し

論文の抜き刷りまたは写し（その場合、雑誌名と発行年、頁を別記すること）を提出して下さい。

⑦当法人以外の研修で単位を代替する場合は、研修内容および修了を確認できる書類  
理論学習の単位で、他機関での研修で単位を代替される方のみ提出して下さい。

⑧官製はがき 1 枚（自身の住所と氏名を記入したもの）  
合格通知はこのはがきで行います。

## 2. 子どもの精神分析的心理療法スーパーバイザー（コンサルタントセラピスト）

### ①「子どもの精神分析的心理療法スーパーバイザー」資格申請書【様式1】

1. 欄内の氏名や住所などについてはパソコンで記入していただいても構いませんが、上部の申請趣意文は自筆にて署名捺印をして下さい。
2. 性別・職務内容・基準資格の欄は該当部を○で囲んで下さい。
3. 「子どもの精神分析的心理療法士」審査時の事例の特徴と今回の事例の欄は、様々な年齢・病態の子どもとの心理療法を実践しているかを把握するためのものです。心理療法士資格申請の際の事例と今回審査に提出する事例をもって、年齢・病態ともにすべてのチェック欄が埋まるようにしてください。また、今回提出した事例論文・ケースレポートがどの事例かわかるようにチェックしてください。
4. 資格取得後の学会発表・論文がある場合はご記入ください。これは審査時に参考とするものであり、なければ不合格になるというわけではありません。
5. 備考の欄は表に書ききれないものがある場合に自由にご記入ください。

### ②スーパーバイザー資格取得要件報告書【様式2】

1. 事例経験は、子どもの精神分析的心理療法士資格取得時に申請した事例と年齢層（幼児期、潜伏期、思春期）が異なる事例を含む2例を記入すること（病態も異なっていることが望ましい）。これらの事例は、週1回以上で1年以上継続しており、そのうち1例は2年以上継続したものであること。治療期間・治療頻度・SV頻度の欄の備考は、継続期間における中断期間や頻度を変更した期間などがあれば記入して下さい。事例の概要は、簡単に事例の概要と心理療法経過、さらに転帰について記入して下さい。

### ③スーパーバイズ経験報告書【様式3】

1. 自身が提供したスーパービジョンの経験について報告していただきます。これはあくまで審査の参考となるものであり、経験がなければ資格申請ができないわけではありませんので、その場合は余白に「なし」とご記入し、ご提出してください。
2. バイザーの年齢、性別・属性について記入してください。性別・属性の欄は該当部を○で囲んでください。スーパービジョンの期間・スーパービジョンの頻度の欄の備考は、継続期間における中断期間や頻度を変更した期間などがあれば記入して下さい。
3. スーパービジョンをしていたケースの概要の概要は、主な検討ケースの年齢、性別、治療構造、病態などを簡単に記述してください。複数の事例についてスーパービジョンを行っている場合も、主な1事例についてのみで構いません。

### ④「子どもの精神分析的心理療法スーパーバイザー」資格申請の必要書類確認書【様式4】

1. 必要書類の提出漏れがないか、このチェック欄を用いて確認して下さい。⑤は該当者

のみですが、その他はすべての方に提出が必要となります。

2.申請料を郵便振込みした控えの写しを該当箇所に貼付してください。

⑤1例の事例論文のコピー，もしくはケースレポート（10,000字程度）

論文の抜き刷りまたは写し（その場合，雑誌名と発行年，頁を別記すること）を提出して下さい。もしくはケースレポートでも代替することができます。ケースレポートは10,000字程度で，書式は自由ですが，事例経過のみではなく，考察や引用文献リストも含むようにしてください。

⑥当法人以外の資格で基準資格を満たす場合は，その資格の取得を確認できる書類  
他機関で認定された資格を基準資格として利用される方のみ提出して下さい。

⑦官製はがき1枚（自身の住所と氏名を記入したもの）  
合格通知はこのはがきで行います。

※書き損じや署名捺印忘れ，申請料の控えの添付忘れなどないように，よくご確認下さい。

※今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本要項通りに申請できない事情が生じているかと思えます。できるだけ柔軟に対応したいと考えておりますので、配慮を必要とされる方はぜひ事務局までご相談ください※